

特養しおかぜショートステイ 利用料金表 (重要事項説明書付属文書)

適用 2024年8月1日より

基礎単位

単位数

1	介護予防短期入所生活介護サービス ＜併設型ユニット型個室＞	要支援1	529 / 日	連続30日を超えた場合	503 / 日
		要支援2	656 / 日	連続30日を超えた場合	623 / 日
1	短期入所生活介護サービス費 ＜併設型ユニット型個室＞	要介護1	704 / 日	連続60日を超えた場合	670 / 日
		要介護2	772 / 日	連続60日を超えた場合	740 / 日
		要介護3	847 / 日	連続60日を超えた場合	815 / 日
		要介護4	918 / 日	連続60日を超えた場合	886 / 日
		要介護5	987 / 日	連続60日を超えた場合	955 / 日

常時加算

単位数

2	機能訓練体制加算	12 / 日	機能訓練指導員を1名以上配置している場合
3	夜勤職員配置加算Ⅱ口 (*)	18 / 日	夜間の時間帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合
4	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 / 日	介護福祉士を基準以上配置した場合
5	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 14.0% / 月	介護人材を確保して、適切なサービスの質を保つためのもの

(*) は介護予防は算定しない

左記要件該当時に加算

単位数

要件

6	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 / 日	認知症の行動や症状が現れて緊急に短期入所生活介護が必要と医師が認めた場合、入所した日から7日を限度
7	若年性認知症受入加算	120 / 日	入居者が40歳から65歳の誕生日の前々日まで。担当介護職員を定め対応した場合
8	送迎加算	184 / 回	自宅と施設の送迎を行った場合。片道につき
9	緊急短期入所受入加算 (*)	90 / 日	緊急で受け入れを行った場合、施設の判断にて7日を限度
10	長期利用者提供減算	-30 / 日	連続して30日を超えて短期入所生活を利用した場合。31日目より

(*) は介護予防は算定しない

その他の介護保険外の料金

金額

11	食費		1,445 /日	負担限度額認定証を持たれている場合には上限金額を適用 内訳：朝食(303円) 昼食(504円) おやつ(81円) 夕食(504円)
12	居住費		2,066 /日	負担限度額認定証を持たれている場合にはその金額を適用
13	日常生活用品費	実費		個人で使う消耗品を施設が代行して購入した場合等
14	教養娯楽費	無料		しおかぜにて用意したものは無料。ただし、個人の選定によるものは実費
15	オシメ代	無料		ただし、施設外で使われる場合においては実費
16	洗濯代	無料		ただし、外部クリーニング業者を利用される場合には実費
17	特別な食事	実費		利用者の希望による食事等を提供した場合。
18	理美容代	実費		利用された理美容業者の設定による。
19	実施地域外の送迎		300円 /回	児島・味野・下津井・琴浦・郷内中学校区以外の送迎について片道につき。
20	その他の費用	実費		日常生活において個人負担が適当であると認められる費用

1日あたりの金額(目安)

介護保険適用	(固定単位計)	(割合単位計)	介護サービス費合計	食費居住費	総合計
要支援1	559	78	637	3,511	4,148
要支援2	686	96	782	3,511	4,293
要介護1	752	105	857	3,511	4,368
要介護2	820	114	934	3,511	4,445
要介護3	895	125	1,020	3,511	4,531
要介護4	966	135	1,101	3,511	4,612
要介護5	1,035	144	1,179	3,511	4,690

※ 上記までの単位について1割の方は円に読み替え、また負担割合が2割・3割の方はそれぞれの数値を2倍・3倍として円に読み替えてください。

※ 端数処理の関係上、若干の誤差が発生する場合があります。

※ サービス利用契約書第9条に基づき、介護保険制度及び諸制度の変更により利用料等が変更になる場合があります。

社会福祉法人しおかぜ 特別養護老人ホーム しおかぜ

〒711-0927 岡山県倉敷市下津井1482番地18 電話：086-470-4848 FAX：086-470-4